

# 第1回 両荘地区義務教育学校開校準備委員会 次第

日時：令和2年11月6日（金）19時から

場所：両荘中学校 視聴覚室

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介（委員名簿）

4 議題

（1）委員長、副委員長の選出について（資料 No. 1）

（2）開校準備委員会の組織について（資料 No. 2）

（3）今後の予定について（資料 No. 3）

5 その他

6 閉会

## ◎資料

1 加古川市両荘地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

2 両荘地区義務教育学校 組織・工程表（案）

3 令和2・3年度 両荘地区義務教育学校開校準備委員会スケジュール（案）

加古川市両荘地区義務教育学校開校準備委員会 委員名簿

委員区分	所 属	氏 名	備 考
地域団体の代表	平荘町町内会連合会長	谷川 一成	
	上荘町町内会連合会長	荻内 晴彦	
こども園保護者会の代表	都台こども園保護者	山端 友美	
	みどりの森こども園保護者	山神 薫	
P T Aの代表	平荘小学校 P T A会長	岩本 高博	
	上荘小学校 P T A副会長	大西 智美	
	両荘中学校 P T A会長	岩崎 哲也	
学校の代表	平荘小学校 校長	北野 裕人	
	〃 主幹教諭	田村 千恵	
	上荘小学校 校長	中田 光彦	
	〃 教諭	大久保 隆志	
	両荘中学校 校長	中尾 裕彦	
	〃 教諭	塩本 雅則	

◎事務局

所 属	役職名	氏 名	備 考
教育総務課	学校規模適正化担当副課長	藤崎 考雄	
	学校施設係長	杉山 裕一	
	管理調整係主事	澤 真司	
学校教育課	ユニット推進係長	前田 輝刀	

## 加古川市両荘地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

## (設置)

第1条 加古川市両荘地区義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の開校にあたり、地域、保護者及び学校関係者並びに教育委員会が連携して、子どもたちのためのよりよい教育環境を創出し、地域の実態に即した義務教育学校となるよう、幅広い意見を聴取するため、加古川市両荘地区義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換する。

- (1) 義務教育学校の学校運営に関すること。
- (2) 義務教育学校の施設整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) こども園の保護者会並びに小学校及び中学校のPTAの代表
- (3) 小学校及び中学校の代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

2 前項に掲げるもののほか、オブザーバーとして、学識経験者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (任期)

第4条 委員会の委員の任期は、義務教育学校の開校の日までとする。ただし、任期の途中の交代も可とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (報償費)

第6条 委員会の委員の報償額は、日額3,000円とする。

- 2 委員のうち国及び地方公共団体に属する職員に対しては、報償費を支給しない。

## (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の委員の代理出席は、認めないものとする。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に諮り、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会の委員で構成し、その代表は、委員長が指名する。
- 3 専門部会は、第2条各号に掲げる事項について協議する。
- 4 専門部会の代表は、前項の協議の結果を委員会に報告する。
- 5 専門部会の会議は、代表が招集し、代表がその議長となる。
- 6 専門部会の代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 7 専門部会の委員の代理出席は、認めないものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会  
が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、義務教育学校の開校の日にその効力を失う。

両荘地区義務教育学校 組織・工程表（案）

【令和6年度に開校する場合】

組 織	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設関係工程	基本構想・基本計画	設計	建設工事	建設工事	義務教育学校開校
小中一貫校準備会議 （内部会議）	基本構想・基本計画（案）の検討		開校準備委員会議題協議		
学校運営協議会 各種団体	方向性意見 ● 基本構想・計画意見 ● ●		進捗状況報告、意見聴取		
教育委員会 学校 P T A	方向性決定 ● 基本構想・計画決定 ● ●		教育内容（教育課程、学校行事等）		
			小小・小中交流活動促進		
			標準服等の検討	（標準服等導入【要検討】）	
			P T A組織の検討	P T A組織・役員の決定	
				校務分掌の検討	
義務教育学校開校準備 委員会	設置 ●	学校運営、施設整備、その他懸案事項（標準服等）の検討（意見交換）			
専門 部会	学校運営 検討部会	通学関係（スクールバス、通学路）	（時点修正）		
		校名	校章、校歌	開校記念式典計画・調整	
	施設整備 検討部会	基本計画、設計案等			

